

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 26 日から 25 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、昭和61年の裁定請求手続のときにA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないと回答があったので、社会保険事務所(当時)に再三問い合わせていたところ、平成23年2月によりやくA事業所における被保険者記録が回復された。

しかしながら、私は、A事業所ではB職及びC職として一日中D作業に従事していたにもかかわらず被保険者種別が第1種として記録されているので、第3種に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に勤務した経緯、D作業に係る状況、給与額及びA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を具体的に記憶している上、当該複数の同僚は厚生年金保険の第3種被保険者として記録されていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所でD作業に従事していたことが認められる。

一方、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和28年2月に発生した社会保険出張所(当時)の火災により焼失し、現存するA事業所の被保険者名簿は火災後に復元されたものであることが確認できる上、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳も確認できない。

また、申立人のA事業所に係る被保険者記録の回復に当たり、被保険者種別を第1種としたことについて、年金事務所は、「昭和28年2月の火災により、

申立人及び申立事業所に係る厚生年金保険の関係資料はほとんどが焼失したものと考えられ、未だに多くの被保険者記録が復元不可能となっている。申立人の申立事業所に係る資料は、資格取得日（昭和23年5月26日）が記載されていた厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のみであり、資格喪失日（昭和25年10月1日）については申立人の申立てを尊重して認定したが、被保険者種別については第3種と判断する資料が無かったため第1種とした。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者種別が異なっていることの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による被保険者名簿等への記入誤り、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中にA事業所において継続してD作業に従事していた事実が認められること、当該申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、これを妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者種別を第3種被保険者として、社会保険出張所に対し行ったと認めるのが相当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

山口厚生年金 事案 1104 (事案 750 及び 917 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 8 日から同年 12 月 25 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 15 日から 38 年 3 月 20 日まで

私は、申立期間①及び②について、昭和 34 年 7 月 20 日から同年 12 月 25 日まで、公共職業安定所の紹介で A 社にて B の作業に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年 8 月 1 日から同年 9 月 8 日までの期間となっている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、私の氏名に使用されている漢字表記及び生年月日が誤って記載されていることも判明した。

申立期間③については、公共職業安定所の紹介で C 社 (現在は、D 社) E 支店に勤務し、F の作業に従事した。給与は日給月給制であった。

前回及び前々回の申立てで、全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取ったが、結果についても第三者委員会の審査や調査方法に対しても不満である。新たな事情や資料は無いが、私が納得するまで調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、1 回目の申立てにおいて、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、A 社での申立人の申立期間①及び②における勤務実態が同僚照会を行っても不明であること、複数の同僚の供述などから判断すると同社は必ずしも入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (写) により、申立人の厚生年金保険被保

険者資格の喪失日は、昭和 34 年 9 月 8 日として届出されていることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間①及び②における 2 回目の申立てにおいて、申立人は A 社に係る被保険者名簿の申立人の氏名に使用されている漢字表記及び生年月日が誤って記載されており、この誤った記録により前回の申立てが訂正不要とされた可能性があるとして、同僚照会の範囲を広げ、再度調査してほしいと、再申立てを行ったが、同被保険者名簿に記載されている申立人の氏名に使用されている漢字表記が申立人と一文字異なること及び生年月日の元号が誤って記載されていることは確認できるものの、同被保険者名簿において確認できる当該被保険者の厚生年金保険被保険者の記号番号は、既に申立人の基礎年金番号に平成 15 年 11 月 28 日付けで統合されており、申立期間①及び②当時、同社において申立人と同姓同名または類似氏名の被保険者は確認できない上、新たに照会した同僚から、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる回答を得ることができないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき 22 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 申立期間③については、1 回目の申立てにおいて、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、C 社での申立人の勤務実態が同僚照会を行っても不明であること、D 社は、申立人が在籍した事実を確認できない上、申立人が従事した業務は雇用形態が日雇いであり、給与は日払いであったと考えられる旨回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間③における 2 回目の申立てにおいて、申立人は給与を日払いで受け取った記憶は無いとして、同僚照会の範囲を広げ、再度調査してほしいと、再申立てを行ったが、D 社は、「申立人は日雇い等の臨時雇用職員であったと考えられ、給与は日払いや月払いを選択することも可能であったようだが、臨時雇用職員については厚生年金保険に加入させておらず、申立人を加入させていた形跡は無い。」と回答している上、新たに照会した同僚から、申立期間③における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる回答を得ることができないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めない委員会の結論及び審査や調査方法が納得できないとして

再々申立てを行っているが、新たな事情や資料の提出は行われておらず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月25日から23年1月1日まで

私は、昭和21年1月4日から22年12月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年3月25日となっている。会社では、アルミニウムを溶解してご飯を炊く「ハガマ」を製造していたが、勤務していた同年7月に、アルミニウムを溶解する塩が不足した際、先々代の社長から頼まれて製塩業を営んでいた私の義兄に塩を融通してもらい、大変喜ばれたことがある。23年1月からはB事業所に勤務したが、申立期間はA社に勤務していたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和21年3月25日以降も22年12月31日まで引き続き同社に勤務していたと申し立てており、申立期間中の21年7月の塩のあっせんに係るエピソードを記憶しているところ、申立人に塩の手配を依頼したとする先々代の社長も、塩を融通したとする申立人の義兄も既に亡くなっているため、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができない。

また、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除について事業主に照会したところ、「当時、当社で「ハガマ」を作っていたと聞いたことがあるが、現在、当社には申立期間当時の人事記録等の資料は無い上、参考となる社史、集合写真などの記録も無い。」との回答があった。

さらに、申立人が唯一、名前を記憶していた同僚は既に死亡している上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者記録が確認でき連絡先の判明した同僚13人に文書照会を行ったところ9人から回答があったが、いずれも「申立人を知らない。申立人の記憶している塩の手配の

エピソードについても知らない。」としており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除についての具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人がA社を退職した後に勤務したとするB事業所に、申立人の申立期間中の同社での勤務について照会したが、B事業所採用時に提出された申立人の履歴書においても、A社に勤務していたことがうかがえる記載等を確認することができなかった。

その上、A社に係る被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録における申立人の被保険者記録は全て一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 12 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まではA学校で非常勤講師として、同年 4 月から 51 年 3 月まではB学校で常勤講師（臨時的任用教員）として勤務した。A学校では非常勤講師だったので厚生年金保険に加入していなかったが、B学校では常勤講師だったので厚生年金保険の被保険者だったと思う。

昭和 51 年 4 月にC学校の教員として採用された際に、「将来、年金となるが、今なら解約することができるがどうするか。」と同校から聞かれたので、「解約しない。」と答えた記憶がある。現在、同じ職場に勤務する同僚には臨時的任用教員だった当時の厚生年金保険の被保険者記録があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事異動通知書及びD県教育委員会が発行した履歴証明書により、申立人は、申立期間においてB学校に臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主であるD県教育庁は、「申立人の申立てどおりの届出、保険料控除を行っていたかは、資料を保管していないため不明である。申立期間当時、臨時的任用教職員の厚生年金保険の加入手続については、B学校を管轄するD県E教育事務所（現在は、D県教育庁）が適用事業所として事務を取り扱っていたが、任用期間が2か月1日以上ある臨時的任用教職員の厚生年金保険への加入については、一律に加入とする統一的取扱いはなされておらず、本人の希望によって行っていたと思われる。」と説明しているところ、申立期間当時、当該教育事務所で給与等事務を担当していた職員は、「当時は、希望

者に限り厚生年金保険加入及び保険料控除の手続をしていたと思う。」と回答している。

また、昭和 50 年度の「D 県公立学校教職員録」（D 県学校生活協同組合発行）により、当該教育事務所管内の学校において臨時的任用教職員として勤務していたと推認される 9 人について、当該教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、そのうち 2 人については厚生年金保険の被保険者記録を確認できたが、残る 7 人については被保険者記録を確認できなかったことから判断すると、申立期間当時、当該教育事務所においては、臨時的任用教職員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票及びオンライン記録において確認できる申立人の現在の職場の同僚の厚生年金保険の被保険者記録については、申立期間より約 10 年後の期間であり、当該同僚は「厚生年金保険加入の手続等について、特段の具体的な記憶は無い。」と回答している。

加えて、申立人は、C 学校の教員に採用されることとなった際、それまで加入していたとする厚生年金保険からの脱退の意向を確認されたと主張しているところ、厚生年金保険法において、制度からの脱退を保険事故とする脱退手当金の給付には 5 年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要である旨定められている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。